

障がいのある人を虐待から守るために

～障害者虐待防止法の通報義務を考える～

平成24年10月「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下、障害者虐待防止法)が施行され、1年が過ぎました。法律には、障がい者への虐待を早期発見し、当事者や養護者への支援を行うために、福祉専門職はもちろんのこと、障がい者に接する機会のあるすべての人にも、虐待を発見した場合は、通報しなければならないことが明文化されています。今回は、大阪市における「通報」の現状や通報受理後の対応などにふれながら、障がいのある人たちを虐待から守るために、福祉専門職や福祉従事者ができることについて考えたいと思います。

通報は義務

私たちの周りには、障がい者の尊厳を傷つける、さまざまな虐待が発生しています。虐待にあたる行為とは、殴る、蹴る・身体を縛りつけるといった「身体的虐待」だけではなく、性的行為の強要や本人の前でわいせつな言葉を発するなどの「性的虐待」、言葉でおどかしたり、侮辱したりする「心理的虐待」、食事を与えない、入浴させない、介護を放棄する「放棄・放置(ネグレクト)」、当事者の財産を無断で処分したり、生活に必要な金銭を渡さなかったりする「経済的虐待」があります。

障害者虐待防止法では、障がい者の家族など「養護者による虐待」、障がい者が利用する「障がい者福祉施設従事者等による虐待」、勤め先の経営者など「使用者による虐待」について、虐待されていると思われる障がい者を発見した人に対し、通報義務が課せられています。

1. 大阪市の虐待に関する通報・相談の状況

(平成24年10月1日～平成25年3月31日)

虐待の通報数はどれくらい?

障害者虐待防止法の施行後、半年の間に大阪市が虐待の相談・通報を受けた総件数は156件です。虐待者別にみ

ると「養護者による虐待」が122件、「障がい者福祉施設従事者等による虐待」が30件、「使用者による虐待」が4件で、養護者によるものが最も多くなっています(表1)。

虐待者別にみた相談・通報の現状

●養護者からの虐待

障害者虐待防止法の第2条で養護者を、障がい者を現に養護する者であつ

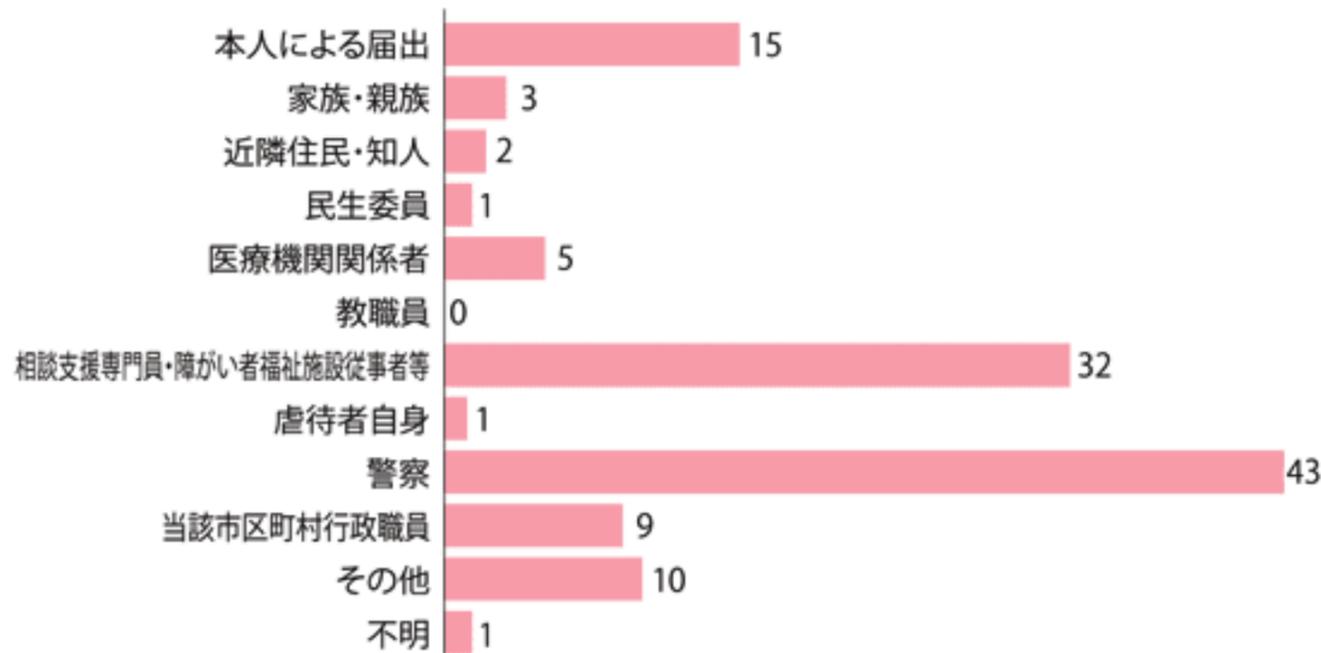
(表1)通報件数と虐待と判断された件数

	通報件数	虐待と判断された件数
養護者による虐待	122	46
障がい者福祉施設従事者等による虐待	30	1
使用者による虐待	4	0
合計	156	47

て障がい者福祉施設従事者等及び使用者以外の者と規定しています。

障がい者の金銭管理、食事や介護な

(図1)「養護者による虐待」の相談・通報者



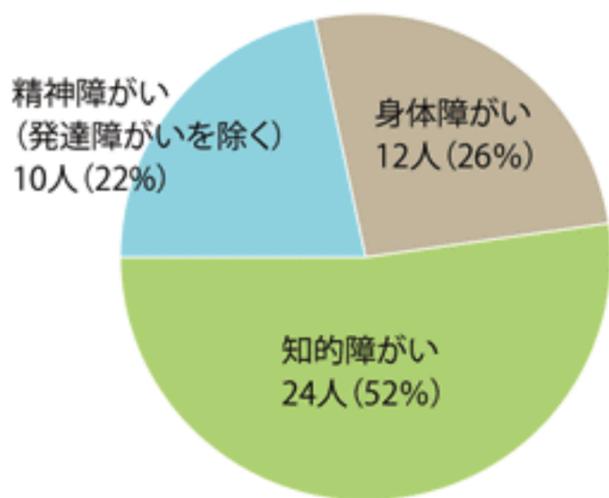
平成24年の法施行後(平成24年10月1日～平成25年3月31日)に受理した相談・通報届出件数は122件。相談・通報者としては、「警察」が43件(全体の35.2%)を占めている。

(図2)「養護者による虐待」の虐待の種類(複数計上)



法施行後の相談・通報届出件数は122件。そのうち、虐待判断は46件。虐待の種類については、統計上複数計上を行っているが、「身体的虐待」が最も多く発生している。

(図3)「養護者による虐待」の被虐待者の障がい種別



虐待の判断を行った総数46件のうち、被虐待者の障がいの種別としては、知的障がい者の占める割合が最も高くなっている。

■通報義務の対象となる虐待は?(第2条)

- 養護者による虐待(在宅)
 - 障害者福祉施設従事者による虐待(施設)
 - 使用者による虐待(職場)
- ※大阪市の場合はそれぞれ届け出先が異なります(P4参照)

■断定できなくても通報するの?

虐待の判断は発見者でなく市町村が行うので「虐待を受けたと思われる障害者を発見した」(第7条・第16条・第22条)人は通報義務があります。

■通報の義務は福祉専門職だけ?

「障害者の福祉に職務上関係のある

もの等は、虐待の早期発見に努めなければならない」(第6条)

「福祉の職務上関係のある者」とは、障がい者と出会う機会のあるもの、すなわち民生委員やボランティアなども含まれ、努力義務として明文化されています。

■学校、保育所、医療機関での虐待は?

就学や保育所園に通っていたり、病院を利用する障がい者の虐待の防止については、障害者虐待防止法では「学校教育法」「児童福祉法」「精神保健福祉法」等の各々の法令により、研修・啓発や虐待防止のための必用な措置を講ずることが明記されています。

どの世話、自宅や自室の鍵の管理など、障がい者の生活に必要な行為を管理したり提供しているものをいい、近隣に住みながら世話をする親族や知人等も含むと考えられるため、養護者は同居であるか、血縁関係にあるかは問いません。

●誰が相談・通報している?

122件のうち、警察が43件(35.2%)と最も多く、次に相談支援専門員・障がい者福祉施設従事者等が32件(26.2%)と続きます。このうち、虐待だと判断されたのは46件です。(図1)

●虐待している人は?

虐待だと判断された46件について虐待者別の内訳をみると、父11件、夫8件、母7件となっており、父母らの虐待が18件(39.1%)となっています。なお、

その他9件の中には近隣者による年金搾取などの経済的虐待を含みます。

●どんな虐待を受けている?

「身体的虐待」が18件(37.5%)で最も多く、「心理的虐待」14件(29.2%)、「放棄・放置(ネグレクト)」が9件(18.8%)と続いています(図2)。単独の発生より「ネグレクトと経済的虐待」というように、複数の行為が組み合わされているケースも多いようです。

●どんな障がいの人が虐待を受けている?

最も多いのは、知的障がい者で、24人(52.2%)です。(図3)

●福祉サービスを利用している?

虐待だと判断された46人のうち、30人(65.2%)が障がい者自立支援法(現、障害者総合支援法)上のサービ

スを利用しています。どのサービスも利用していない人が9人(19.6%)で次に多くなっています。

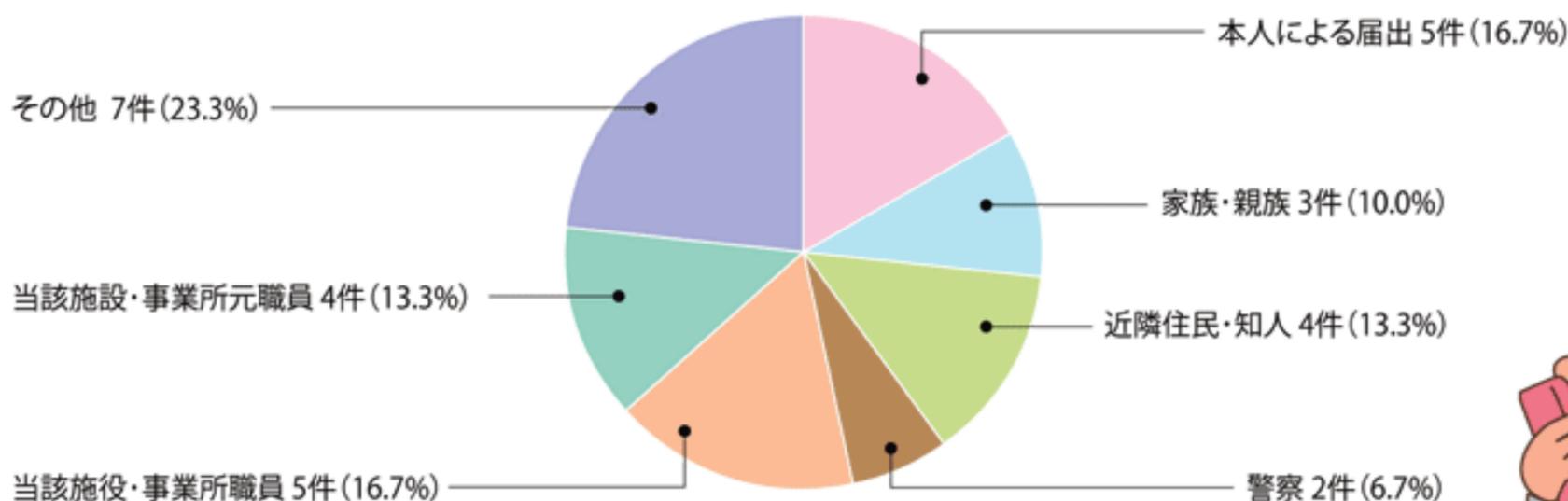
●障がい者福祉施設従事者等による虐待

相談・通報者は、当該施設の事業所職員と元職員を合わせると9件(30%)で当該施設の関係者からの通報の割合が一番高く、次に「本人による届出」と「家族・親族」による通報が8件(26.7%)です(図4)。通報30件のうち、虐待と判断されたのは1件でした。

●使用者による虐待

相談・通報者は「当該市区町村行政職員」から2件、「本人による届出」と「家族・親族」による通報が各1件(各25%)となっています。通報4件のうち、虐待と判断されたものはありませんでした。

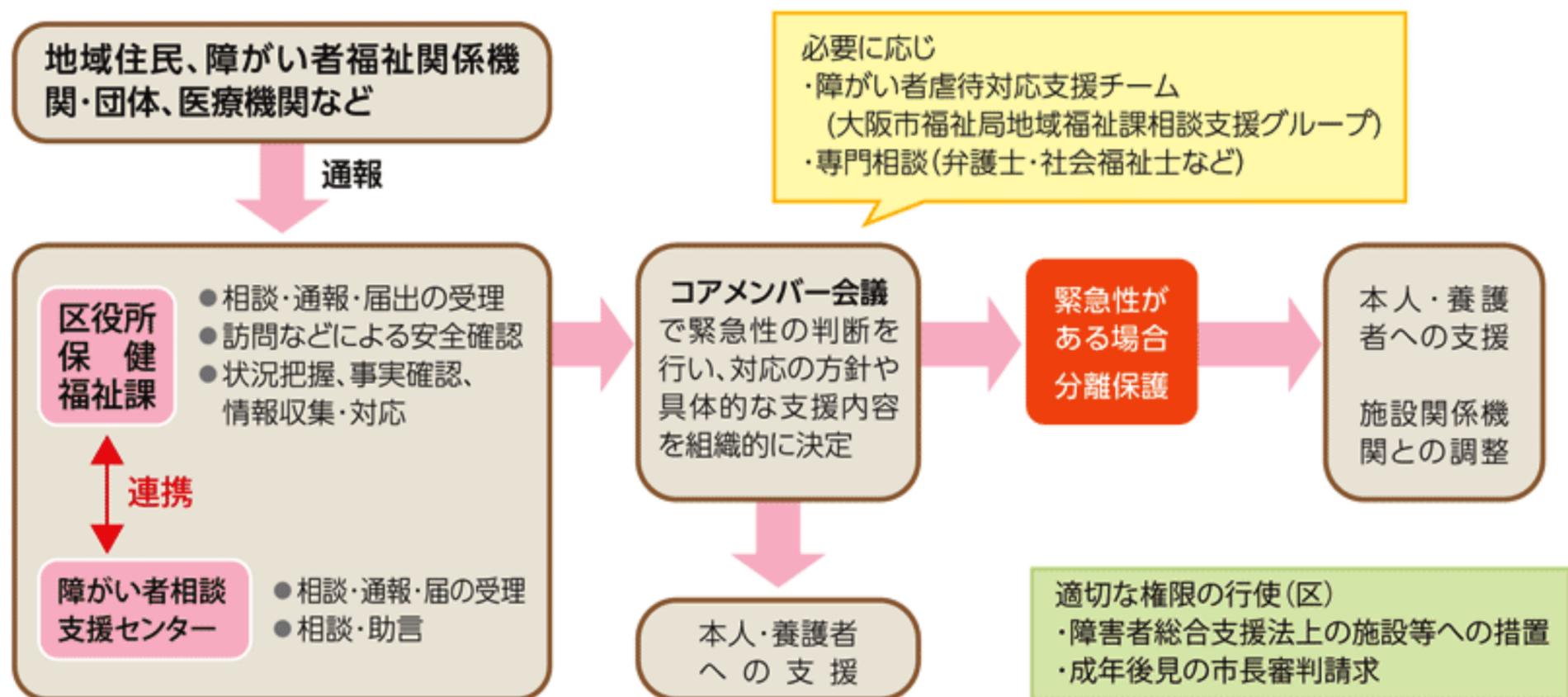
(図4)「障がい者福祉施設従事者等による虐待」の相談・通報者



当該施設・事業所の職員と元職員を合わせると9件(30%)となり、当該施設の関係者からの通報の割合が高い。次に「本人による届出」と「家族・親族」による届出は8件(26.7%)となっている。



(図5)大阪市における「養護者による障がい者虐待」対応の流れ



2. 大阪市の障がい者虐待対応の流れ

●養護者による虐待の場合(図5)

●48時間以内に事実を確認

関係部署・機関から情報収集を行ったうえで、通報・届出を受理した後原則として48時間以内に、必ず複数名で現場を訪問し事実確認を行います。

●コアメンバー会議※で虐待かどうかを判断

市としての方向性を決定するため、最小限の人数で、虐待の有無や緊急性を判断します。虐待により障がい者の生命や身体に重大な危険が想定される場合は、養護者から一時的に分離し、当事者が安心して生活できるようになるまで、グループホーム、ケアホームなどで保護し、必要な支援を行います。

●自立のための支援

障がい者の権利を擁護するために成年後見制度の活用や、各区の障が

※コアメンバー会議：虐待の事実確認の結果をもとに、区の障がい者虐待担当職員と保健福祉担当課長、および状況に応じて区の障がい者相談支援センター職員が出席し、虐待の有無、保護や集中的援助等の緊急性、当面の支援計画を決定する会議

い者相談支援センターと連携し、必要な障がい福祉サービスの利用を勧め、自立を支援します。

※養護者の負担を軽減します

養護者の介護負担が原因で虐待に及んでいる場合は、養護者に対して養護者の介護負担を軽減する支援を行い

ます(障がい者福祉施設のショートステイや通所サービス、ホームヘルパーの派遣、家族会への参加や福祉サービスの利用など)。

●障がい者福祉施設従事者等による虐待の場合

市が通報内容の事実確認を行い、虐待

虐待の通報を受ける現場から～A区保健福祉課担当者への取材より～

法施行後から現在まで7件の通報がありました。通報のあった7件のうち事実確認を行った結果、虐待と判断できないものもあり、これまで3件を虐待事案であると判断し、対応を行ってきました。通報があれば、対象の方(以下、本人)に関する情報収集(例：障がい者手帳の有無、福祉サービスの利用状況等)を行います。また、常に関わりのあるサービス事業所等があれば、その方にも本人の最近の様子などを聞き取ります。情報収集を行ったあとは、できる限りその日のうちに現場を訪問し本人と面会したり、本人に関わりのある方々からお話をうかがったりしながら事実確認を行います。事実確認には数時間から数日間かかることもあります。

最も難しいのはコアメンバー会議で行う、虐待かどうかの判断です。例えば、既に別居している家族からの暴力など「養護者からの身体的虐待」と判断できるのかどうかという事案、ネグレクト(放置、放棄)事案で養護者が本人の「障がい」の内容や程度を理解されておらず、図らずも本人の世話が不十分な状態になっていた事案、養護者は努力して介護しているのですが周囲から見るとその内容が不適切だと感じられる事案など判断や対応に悩むこともしばしばあります。

「虐待」と聞いて一般的に想起される典型的な事案ばかりでなく、このように悩むケースも多いですが、常に「本人」の立場に立ちつつ客観的事実をもとに判断するように心がけています。

虐待事案は場合によって解決に至る期間は異なりますが、転居や後見人制度の利用、福祉サービスの利用等で危険性や緊急性が低い状態になれば、継続的な支援を行う体制を整え、本人を見守っていきます。また、虐待と判断されなかった事案でも、適切なサービスにつなぐなどさまざまな支援を行い、継続的に見守っています。

虐待には早期発見・早期対応が重要です。すこしでも早く対応できるように地域の方々も「おかしいな、気になるな」と思ったらすぐ通報や相談をしていただければ、と思います。

の事実が確認された場合は、障害者総合支援法や社会福祉法に基づき、虐待が発生した施設や事業所に対して、立入調査や改善命令、勧告、認可(指定)取消などの権限を適切に行使します。

●使用者による虐待の場合

市は通報内容の事実確認や障がい者の安全を確認し、速やかに大阪労働局に報告します。大阪労働局が監督権限等の適切な行使や措置等の公表を行います。

なぜ、早期発見が大切なのか?

虐待には次のような特徴があります。

●エスカレートする

「手でたたく→足で蹴る→バットで殴る」というように虐待はエスカレート

し、虐待している(されている)という意識がマヒしてしまいます。

●複合的に発生する

「殴る、暴言をはく、金銭を搾取する、世話もしない…」など複数の虐待が絡み合い広がっていきます。

●連鎖する恐れがある

虐待する大人には、子どもの頃、虐待経験のある人が多いといわれます。世代間における「負の連鎖」は断ち切らなければなりません。

虐待に気づかないで放置していると解決はより難しくなり、死に至ることもあり、早期発見・早期介入が肝心です。

「虐待かどうか」は市町村が判断

福祉専門職・福祉従事者は、専門分

野に関わらず、障がい者への虐待に無関心であってはなりません。日常的に障がい者に接する立場にあることを再認識する必要があり、常にアンテナを張っておくことが大切です。例えば、食事サービスで利用者宅を訪問した時「食事を配達したら終わり」という意識では虐待は発見できません。いつも接している障がい者の体に、アザができていたら「虐待かもしれない」と意識することが大切です。

そして「虐待であるかどうか」は、発見者や通報者ではなく、市町村が判断するので通報に躊躇する必要はありません。また、相談や通報、届出をした人の秘密は守られるので「もしかしたら」と感じたら、すぐに通報・相談をすることが大切です。

●通報先

〈養護者による虐待〉

●各区役所保健福祉課(平日9:00~17:30)

区役所	電話番号 FAX	区役所	電話番号 FAX	区役所	電話番号 FAX
北	6313-9857 6313-9905	天王寺	6774-9857 6772-4906	城 東	6930-9857 6932-1295
都島	6882-9857 6352-4584	浪 速	6647-9857 6644-1937	鶴 見	6915-9857 6913-6237
福島	6464-9857 6462-4854	西淀川	6478-9918 6478-9989	阿倍野	6622-9857 6629-1349
此花	6466-9857 6462-2942	淀 川	6308-9857 6885-0537	住之江	6682-9857 6686-2039
中央	6267-9857 6264-8285	東淀川	4809-9857 6327-2840	住 吉	6694-9852 6694-9692
西	6532-9857 6538-7319	東 成	6977-9857 6972-2781	東住吉	4399-9857 6629-4580
港	6576-9857 6572-9514	生 野	6715-9857 6715-9967	平 野	4302-9857 4302-9943
大正	4394-9857 6553-1986	旭	6957-9857 6954-9183	西 成	6659-9857 6659-9468

●各区障がい者相談支援センター(平日9:00~17:30)

センター	電話番号 FAX	センター	電話番号 FAX	センター	電話番号 FAX
北	6374-7888 6374-7889	天王寺	6772-2323 6772-2400	城 東	6934-5858 6934-5850
都島	6355-3701 6355-3702	浪 速	6649-0421 6649-0421	鶴 見	6913-3377 6913-3378
福島	6456-4107 6546-0561	西淀川	4808-3080 4808-3082	阿倍野	6621-8001 4399-8900
此花	6466-3515 6466-3824	淀 川	6101-5031 6101-5032	住之江	6657-7556 4702-4738
中央	6940-4185 6943-4666	東淀川	6325-9992 4307-3673	住 吉	6609-3133 6609-3210
西	6585-2550 6585-2545	東 成	6981-0770 6981-0703	東住吉	6760-2671 6760-2672
港	4393-9777 4393-3770	生 野	6756-0807 6756-0801	平 野	6797-6691 6797-6691
大正	6555-3509 6555-3520	旭	4254-2339 6951-2541	西 成	6562-5800 6562-6677
				南 部 事務所	6659-2200 6659-2224

○障がい者福祉施設従事者等による虐待は▶
大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課
(平日9:00~17:30)

☎06-6208-8075 FAX06-6202-6962

○使用者による虐待は▶
大阪市福祉局生活福祉部地域福祉課(相談支援グループ)
(平日9:00~17:30)

☎06-6208-8086 FAX06-6202-0990

※その他、「休日夜間福祉電話相談」では、障がい者の福祉に関わるさまざまな電話相談に応じています。 ☎06-4392-8181

障害者虐待防止法では、市町村は虐待防止センターの機能を果たすことについて規定。大阪市は大阪市福祉局(障がい福祉課・地域福祉課)、各区役所保健福祉課、各区障がい者相談支援センター、障がい者基幹相談支援センターが機能を担っています。

講座案内

大阪市内在住・在勤・在学者

① 社会福祉史の市民講座(第2回) “いたみへの共感”と“解決への協働” ～ミード社会館100年の歴史～

1908(明治41)年、現在の淀川区十三地域に米国人宣教師ラビニア・ミード女史によりバプテスト女子神学校が設立された。そして、バプテスト女子神学校学生たちが、聖書にある「行って、あなたも同じようにしなさい」の精神を背負い、地域に向けた祈りと働きが原動力となり、1923(大正21)年に基督教ミード社会館(現在の[社福]キリスト教ミード社会館)が創設された。本講座では、ミード社会館創設時の精神や戦後の焼失からの再建、今日の地域福祉実践について、岡本千秋前理事長に焦点を当てながら、その歴史を学びます。

- 日 時…平成25年12月14日(土) 午後2時～4時
- 講 師…西尾祐吾(大阪地域福祉サービス研究所・所長)
- 定 員…50人(先着順)
- 会 場…大阪市社会福祉研修・情報センター
- 受講料…無料
- 申込方法…ホームページ(<http://www.wel-osaka.jp/>)の申込フォームに入力するか、申込用紙をダウンロードしてファックスでお申し込みください
- その他…当日直接会場にお越しください。定員超過でご参加できない場合のみ、ご連絡します

大阪市内の社会福祉関係事業所に勤務する方、大阪市内在住・在勤・在学者

② 自立生活を目指した「やさしさの ものづくり」自助具製作体験講座

自助具は、障がいのある人が日常生活の不便さを補う道具の一つです。一人ひとりの状態に寄り添い、その人に合ったオーダーメイドの福祉用具です。自助具への理

解を深め、実際にもものづくりの楽しさを体験していただく講座です。

- 日 時…平成26年2月8日(土)、2月15日(土) 午前10時～午後4時(両日同じ内容です。どちらかを選んでください)
- 内 容…講義および4つの自助具の製作体験(片手用爪切り、ボタンエイド、手に優しい洗濯バサミ、ベルト付きブラシ ※製作物は予定)
- 講 師…大阪府肢体不自由者協会・ボランティアグループ「自助具の部屋」スタッフ
- 定 員…各回10人(先着順)
- 会 場…大阪市社会福祉研修・情報センター
- 受講料…無料(ただし、実習材料の実費 800円必要)
- 締 切…平成26年1月15日(水)
- 受講決定…1月下旬頃に受講決定通知書を送付します
- 申込方法…ホームページ(<http://www.wel-osaka.jp/>)から申し込むか、申込用紙をダウンロードしてファックスしてください

大阪市内の社会福祉関係事業所に勤務する方

③ 福祉職員キャリアパス対応 生涯研修(管理職員コース)

本研修は、大阪市内の社会福祉施設に勤務する施設長等運営統括責任者、小規模事業管理者、部門管理者等に就いている管理職員を対象に、キャリアデザインと職場環境整備のあり方、組織内での福祉サービスの基本理念と倫理の徹底・浸透のための手法、管理職員としてのリーダーシップの醸成など、学びます。

- 日 時…平成26年2月13日(木)・14日(金)
- 内 容…「キャリアデザインとセルフマネジメント」「福祉サービスの基本理念と倫理」「メンバーシップ・リーダーシップ」「管理職員としての能力開

発と人材育成」「業務課題の解決と実践研究」「リスクマネジメント」「チームアプローチと多職種連携・地域協働」「組織運営管理」

- 講 師…村松博(エイデル研究所主任コンサルタント)
- 定 員…30人(申し込み多数の場合は抽選)
- 会 場…大阪市社会福祉研修・情報センター4階会議室1
- 参加費…10,000円(テキスト代含む)
- 締 切…12月20日(金)
- 事前課題…研修成果を高めるため「事前学習およびプロフィールシート」の提出が、研修受講の必須条件となります
- 申込方法…ホームページ(<http://www.wel-osaka.jp/>)の申込フォームに入力するか、申込用紙をダウンロードしてファックスでお申し込みください
- 決定通知…1月10日頃に所属長あてに郵送でお知らせします

大阪市内在住・在勤・在学者

④ 思春期関連問題市民講座 (全2回)

2回コースで思春期関連問題をテーマにとりあげます。①「摂食障害をどう乗り越えるかーその理解と対応ー」②「私たちに身近なインターネット依存」について、専門医による講座を開催します。

- 日 時…①平成26年1月31日(金) 午後2時～4時
②平成26年2月26日(水) 午後2時30分～4時30分
- 定 員…100人(先着順)
- 会 場…大阪市こころの健康センター大会議室
- 受講料…無料
- 締 切 日…①平成26年1月30日(木)
②平成26年2月25日(火)
- 申込方法…電話、ファックス、メールのいずれかで講座名、氏名、連絡先をお伝えください

◆上記講座の申込・問合せ先

- ①②③ 大阪市社会福祉研修・情報センター 〒557-0024 西成区出城2-5-20 電話06-4392-8201 06-4392-8272 <http://www.wel-osaka.jp>
- ④ 大阪市こころの健康センター 〒534-0027 大阪市都島区中野町5丁目15番21号 都島センタービル3F 電話06-6922-8520 06-6922-8526 Email: kokoro@city.osaka.lg.jp

申込記載事項

【必須項目】①研修(講演会)名、②名前(ふりがな)、③年齢、④連絡先住所(〒)、⑤電話、ファックス番号、⑥勤務先(所属)
※必須項目以外にも、必要な項目がある場合がありますので、忘れず記載ください

ウェルおおさか1階の企画展示コーナーで、「るーぶアートギャラリー」開催中!

大阪市社会福祉研修・情報センター(ウェルおおさか)1階ロビーでは、企画展示コーナーを開設しています。現在、「大領地域の家であい」(社会福祉法人ライフサポート協会)の障がい通所事業「るーぶ班」(生活介護)の協力でアートギャラリーを開催中です。「るーぶ」の由来や、なぜアート活動に取り組んでいるのか、その効果などを紹介するパネル掲示や、メンバーが制作したアート作品も展示しています。

ぜひ、作品や活動内容を見に来てください。

- 展示期間～12月28日(土)まで(時間:月～金/9:00～20:30、土日祝日/9:00～17:00)



キャリアサイクルの理解

～準備・遭遇・順応・安定化の4段階～

キャリアアップとは、キャリアデザインした目標(ビジョン)に向かう過程ですが、自分らしく成長していけることが重要です。自分らしくキャリアアップする仕組みについて理解しながら、組織としてはその仕組みがうまくいくような体制・環境を用意することが求められます。本号では、キャリアアップしていく仕組みについて考えます。

キャリアアップは、よく階段を昇っていく(ステップアップする)イメージが用いられます。しかし、キャリアは、研修を修了したり資格試験に合格したら、すぐに身に付くものではありません(肩書きはすぐつくかもしれませんが)。

与えられた立場(例:介護スタッフ、相談員等)の業務を通して、求められる必要な価値観・知識・技術を発揮し、ある程度の年数や経験(の場数)を経て、次の立場(例:主任介護スタッフ、フロアリーダー、相談室係長等)に就きます。

ナイジェル・ニコルソン氏によるキャリアのトランジション・サイクル・モデル理論によると、キャリアの各段階(キャリアステージ)では、「準備段階」→「遭遇段階」→「順応段階」→「安定化段階」の4段階を進みながら、次の「準備」に取り組もうとすることでキャリアステージが切り替わり(トランジション/転機、転換点)、次のキャリアステージに上がっていく考え方があります(図1)。



大事なことは、現在の自分が「準備段階」「遭遇段階」「順応段階」「安定化段階」の4段階のどこにいるかを知ることです。「準備段階」とは、一つ上の自分の役割、新しいステージに入る準備をすること、そして新しいステージに入ると新たな様々な出来事に出合う「遭遇段階」があり、試行錯誤や実践しながら自分のものとなる「順応段階」、落ち着いて自分らしく取り組める「安定化段階」にたどりつくというものです。

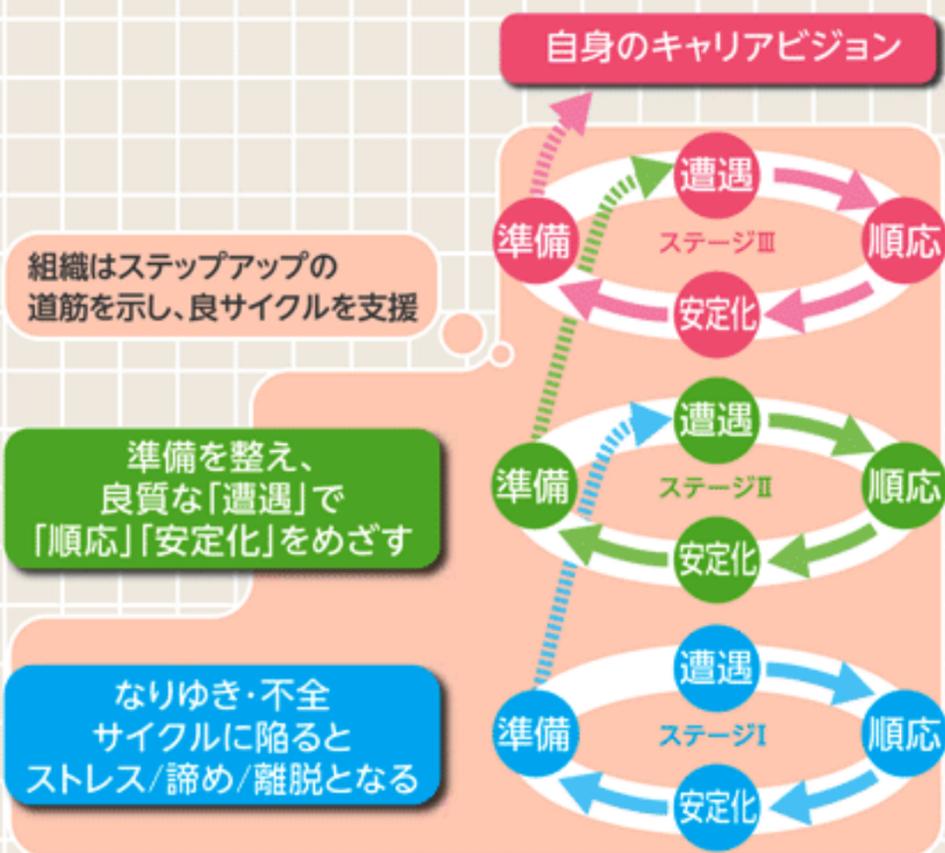
もう一つは、4段階の過程で、自分が目指すキャリアデザインにつながっているか、また自分らしく業務遂行できているか、その満足度・達成度をみながら「安定化段階」から次の「準備段階」へ移り変わろうとすることです。

準備不足で次のステージに入ると、うまく遭遇段階に入れず、順応や安定ができず、その結果、ストレスや諦め、燃え尽き等で離脱(休職、離職)につながるおそれがあると考えられています。

私たちは、準備を整え、良い遭遇を経験し、順応、安定化を目指していく。そして次の準備を整えること。職場や組織は、このサイクルがうまく回りながら職員がキャリアアップしていけるよう支援することが、人材確保・育成につながると思います。

まずは、よい準備を整える一つ手段として、研修等の受講があげられます。

図1 ● キャリアステージの節目にある4つの段階



次号では、「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」(全国社会福祉協議会・中央福祉学院)や大阪市福祉人材養成連絡協議会が作成した「福祉関係従事者生涯研修体系図～階層ごとに学ぶ教育要素～」の概要をお伝えします。

※福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程指導者養成研修課程(全国社会福祉協議会・中央福祉学院)研修資料を参考に作成

福祉の歴史散歩

大阪の福祉の源流をたどる



なにわの侠客小林佐兵衛の福祉事業① —近代大阪の窮民を救った小林授産場—

本稿は三話完結の第一話です。

近世中期以降の大坂では、周辺の村々から流れてきた浮浪人が頭の痛い問題となり、例えば、捨て子が毎月5~20人も出る始末でした。安永2年には、こうした行き倒れ人を収容する高原溜が設けられ(北・南・天満)、大坂三郷という町割りの負担により運営されていました。天明期(1781-8)になると、行き倒れ人の数は一段と増加し、平時でも年間1100~1200人と増えて、このような人達の取り締まるため町々に非人番がおかれました。

幕藩体制が崩壊して、明治になると、家を離れ自由に活動することができるようになったので、さらに多くの野非人が大阪に押し寄せました。そうしたなか新政府は、物乞いする孤児たちを救う必要にせまられ、「救恤場」をつくって救済事業に乗り出しました。その後、「救恤場」は、「大貧院」→「府救助場」と名前が変わりますが持続的な運営が困難なため、行き詰って廃止されました。

そこで大阪府は、当時、野非人の取り締まりをたばねていた小林佐兵衛が「義侠心の強い男」と巷で評判だったことに目をつけ、底辺庶民の救済を頼みました。弱い者を放っておけないのが佐兵衛で、さっそく私財を投じて小林授産場を設立し、明治の末年まで運営を続けました。



小林佐兵衛は、天保元(1830)年に生まれ、大坂堂島の質屋・明石家儀左衛門の養子九兵衛を父に持ちました。父は江戸の庭番(幕府の隠密)として大坂にやってきて住み着き、後に仕事を辞めて質屋の養子に入りました。そして北野村の百姓、杉本長兵衛の娘・よねを妻として迎えました。しかし、父は「質屋としての修行が足りない」という理由で天保5年、養父から離縁されました。生活に困って、妻・よねの里を頼りましたが、武士の一分が立たないと考え、子どもと妻を捨てて出て行ってしまいました。天保7年に火災で家が焼け、翌8年には「大塩平八郎の乱」が起こり、大坂は危機的状態でした。

万吉(佐兵衛、幼名)は生活を支えねばならず、天保9年には、瓦町の茶道具屋某の養子分となり、平野町筋の角にあった茨木屋吉兵衛のうちへ丁稚奉公に行きます。そんな矢先に父が出奔。丁稚奉公では母親を養えないと思い、天保11年、万吉は何とやくざの世界に足を踏み入れたのです。

万吉は、親が武士なので体が大きく、丈夫で体力もあります。若い衆がやっている賭場を荒らしてまわりましたが、荒らされたやくざは、万吉を捕まえ殴打しました。それでも万吉は、お金だけは離さず、母親の住む家へそっと投げ込みました。そんなことを繰り返すうちに、万吉は「絶対口を割らない男」としてやくざ仲間でも注目される存在になりました。

その頃、大坂の町は、江戸から官僚が天下ってきて治めました。東町奉行に、天保改革の中心人物、水野忠邦の弟、跡部山城守が配置されました。將軍代替わりの儀式のために関西から米を送れと兄に頼まれた山城守は、西町奉行組の与力・内山彦次郎に命じて、津出しを管理されている大坂からでなく兵庫から江戸に米を送らせます。これを聞いた大塩は激怒するなかで、天保8年、大塩の乱が起こされます。その直前、大塩は天下り城代らの商人と結託した不正無尽や、内山彦次郎ら悪徳・与力など大坂の実態を「大

塩平八郎建議書一件」にまとめ江戸幕府へ送っています。いまでいう内部告発です。しかし大塩はその結果、内山彦次郎に捕縛されてしまいました。

さて、万吉は8歳の時、この「大塩の乱」を体験しました。これが、その後の万吉に大きな影響を与えたと考えられます。例えば、やくざの親分の時、万吉は迷ったら「仁義」で動きました。万吉は、親孝行するために、やくざの世界に入りましたが、実は、大塩思想の原点も「孝」です。「孝」は親と子の間に自然にわき出た感情として形成されたもので、他者を大事にする、慈しむこと。中国思想でいえば「仁」です。「孝」というのは実は「仁」なんです。

天保14年、幕府公儀が大坂で買米を行ったため、大坂市中の米の値段が高騰しました。買米する物問屋の背後には与力・同心が肩入れしています。そうすると周辺の農民など、米を売る方は損をします。そんな時、万吉は、侠客の親分・雁高と在方米屋の頭取から「米相場をつぶしてほしい」と頼まれます。「周辺の百姓や困った者がみな助かる。米の値段が安くなり、みなが暮らしやすくなる」と聞いて、万吉はこれを引き受けます。

万吉は手下として力の強い油紋職人を集めました。当時、油紋の稼ぎが1日に約20~30文。それなら「私が1日1両出す」といい、油紋職人を200人集めてもらいました。そして、堂島の米相場が立つ日に、この油紋職人たちが乗り込んで暴れるわけです。

相場の立つ日は、東町奉行所の与力が近づきません。商人のやることは商人の私的管理だと考えられていたからです。職人は暴れ放題。責任は万吉がとり、東町奉行所で内山彦次郎から取り調べを受けました。しかし、万吉は、拷問にかけられても「農民や貧民を助けるため私の責任でやった」というだけ。こうして拷問にも耐えて釈放された万吉は、その口の固さから、押しも押されぬ大坂の大親分にのし上がっていきました。

※この稿は大阪市社会福祉研修・情報センターで開催された「社会福祉史の市民講座」の講演(講師:樟蔭東女子短期大学名誉教授、文学博士 森田康夫氏)の聴き取り(言葉については歴史的事実として当時の表現をそのまま使用しています)から抜粋したものです。



図書紹介

「図解やさしくわかる統合失調症
正しい理解と付き合い方」

功刀 浩 著

ナツメ社 2012年

内容は「統合失調症の症状と経過」「薬物療法とその他の治療法」「早めの受診が適切な治療につながる」「症状の改善につながる家族の接し方」など。



「医療福祉総合ガイドブック
2013年度版」

日本医療ソーシャルワーク研究会 編
医学書院 2013年

「社会保障のしくみ」「医療サービス」「生活費としごと」「高齢者サービス」「障害児・者サービス」「難病」「母子(ひとり親)・乳幼児・児童のために」「権利の擁護」「自然災害等にあわれた人のために」の9章からなり、制度の解説や利用方法が説明されている。



「なぎさの福祉コミュニティを拓く
福祉施設の新たな挑戦」

岡本 榮一 監修 他

大学教育出版 2013年

福祉施設が、施設と地域社会の間に、公共的な空間をつくり、その空間を媒介に地域コミュニティとのつながりを創造する。福祉施設がもつ「地域拠点性」を活用した、新たな地域コミュニティづくりへの方向性を示す。



DVD紹介

「生活を支える視点」

シルバーチャンネル 37分 2013年
高齢者施設での生活を、「食事」、「排泄」、「活動」、「清潔」、「睡眠・休養」の6つの基本的要素に分けて、それぞれの意義や支援への基本的な考え方を整理し、わかりやすく解説。



「毎日がアルツハイマー」

紀伊國屋書店 93分 2012年
関口監督が認知症と診断された母と向き合い、2年半撮り続けた現在進行形の関口家の記録。



「ヘルプ」

ウォルト・ディズニー・スタジオ・ジャパン 146分 2011年

1960年代のアメリカ南部。作家志望のスキーターは、白人社会でのメイドたちの立場に疑問を抱きはじめ、彼女たちに取材を申し込む。それはやがて一冊の本となり、世の中に驚くべき変革をもたらす。



図書・資料閲覧室からのお知らせ

図書・資料閲覧室 臨時休室

図書・資料閲覧室では、書籍・資料などの整理のため、平成25年12月25日(水)～平成26年1月5日(日)まで臨時休室といたします。ご利用の皆様には、ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力よろしくお願いいたします。

12月25日～28日、
1月4日～5日は
1階事務所で返却のみ
受け付けております。

大阪市社会福祉研修・情報センター2階の図書・資料閲覧室では、福祉に関する図書・DVD・ビデオなどを、無料で貸出しております。(認知症、介護技術、手話のDVDや、福祉の関係の雑誌などが充実しています。)

開室時間：月曜日～土曜日 午前9時30分～午後5時

休室日：日曜日・祝日(土曜日は除く)・年末年始

☎06-4392-8233





●一生に一度は受けよう！ 肝炎ウイルス検査

肝臓がんの原因の約90%は、B型およびC型肝炎ウイルスの感染によって引き起こされます。肝炎ウイルスに感染しても、多くは自覚症状がありません。

そのため、感染に気づいていない人もいて、知らない間に慢性肝炎や肝硬変、肝臓がんになっていることがあります。肝炎の治療は技術の進歩により、適切な治療を行うことで、病気の進行を遅らせたり、治る確率も高くなりました。

まずは、肝炎ウイルス検査を受けてみましょう！



肝炎ウイルス検査を受けるには？

◆対象者◆当該年度において40歳以上の市民で、過去に肝炎ウイルス検査を受診したことのない方

◆料金◆1000円

◆実施場所◆大阪市内の取扱医療機関で、特定健康診査・後期高齢者医療健康診査・生活保護受給者に対する健康診査と同時実施

※感染不安がある方に対し、各区保健福祉センターでも予約制で検査を実施しています(無料)。

※一度受けた事がある方、ご自身の肝炎ウイルス検査の結果を知っている方は、何度も受ける必要はありません。

問合せ▶お住まいの区の保健福祉センターまで

今月の自助具 片手用ふきん絞り器

資料提供 HUMAN universal design office 岡田 英志さん

主な適応疾患・対象者▶

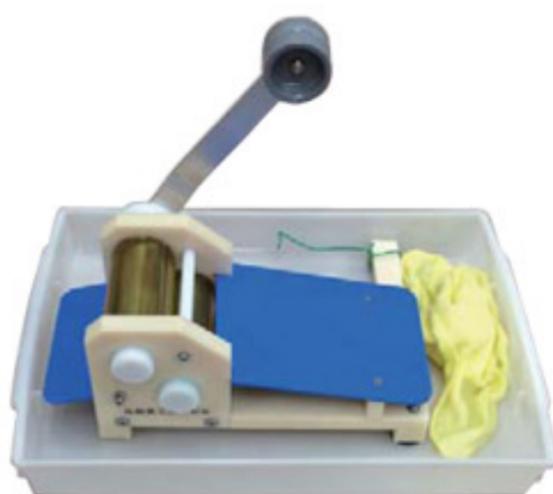
- 脳梗塞やリウマチ、末端神経症などにより手の力が弱い方や片手が使えない方

機能・特徴▶

- 平行に近接している二本のロールの間に濡れたふきんを挟み込み、圧力をかけたまま回転させ、ふきんの水を絞り出す。
- ラッチギアにより、レバーを上下に動かすだけで常にローラを内側に回転させることができる。

使い方▶

- シンクの中に置くことで、絞り出した水を直接排水する。
- ふきんの一部をロールの隙き間に押し込み、レバーを上下させて、反対側から絞れたふきんを取り出す。



問合せ▶自助具工房くわな 担当者▶栗田昌弘
〒511-0848 桑名市大貝須58番 ☎0594-21-2421

健康生活 応援グッズ

安心に入浴して
あたたかく

入浴介助用品

浴槽壁をまたいで入ることに不安のある方に



▲厚み2.5cmの薄型タイプ



▲厚み5cmで埋め込みタイプの浴槽向き

●バスボード

浴槽の出入りを安全に行う補助用具のバスボード。グリップ付だから、しっかり握れて安全に入浴。グリップの取付位置は2ヶ所から選択できます。

据え置き型の狭い浴槽専用の手すりです。



●エルグリップ(お風呂用手すり)

風呂のコーナーに固定でき、出入りする面を広く使用できます。立ち上がり補助パーとしても便利。グリップは、握りやすい太さとソフトな手触りです。

肘掛付ですので、立ち座りがしやすい。



▲ブルー



▲オレンジ

●シャワーチェア

ミドルツールひじかけ付き

座った姿勢が比較的安定している方にオススメです。背中部分が洗いやすく、腰当てが座る姿勢をサポートします。

問合せ

公益社団法人関西シルバーサービス協会 事務局
〒542-0065 大阪府中央区中寺1-1-54
大阪社会福祉指導センター2階

☎06-6762-7895 ☎06-6762-7894

http://kansil.jp

貸室利用のみなさまへ

利用申込みの期間が4カ月前から5か月前に拡大しました。使用予定日の5カ月前の同日、午前9時30分から、センター1階の窓口と電話で受け付けています。

介護実習室



調理実習室



演習室スクール形式



- 演習室3・4に机と椅子を増設し、スクール形式で使用いただけるようになり、定員48名までのご利用が可能になりました。
- 144名(スクール形式)利用できる大会議室、高性能の音響設備やパワーポイントを使用した研修が可能な備品も各種取りそろえています。また、大阪随一の設備を誇る介護実習室と調理実習室も備えています。

さらに便利になった、大阪市社会福祉研修・情報センターをぜひご利用ください。



貸室の料金表やインフォメーションは、本誌裏表紙でも詳しく案内していますので、ご覧ください。

あなたのお好みに仕上げます。

パンフレットやカタログなど、

作りたいものがカタチにならず困っていませんか？

当社が企画から納品にいたるまで、各専門スタッフが、

あなたのお好みに合わせて仕上げます。

デザイン、制作のことなら気軽にご連絡ください。

TOTAL CREATION

AD.EMON

株式会社 アド・エモン

〒530-0045 大阪市北区天神西町8-19 法研ビル5F

TEL:(06)6362-1511(代) FAX:(06)6362-1510 E-mail:info@ad-emon.com

<http://www.ad-emon.com>

(広告)

福祉職員のためのメンタルヘルス相談



～「しんどいな」と思ったら、まずお電話ください～

疲れやすい、やる気がでない、眠れない、対人関係がうまくいかない…など福祉の仕事に携わる方のストレスから生じるさまざまな問題の相談に応じます。



メンタルヘルス相談(予約制)

電話または来所(まずはお電話ください)

必要に応じて来所によるカウンセリングも行います。

☎06-4392-8639

大阪市社会福祉研修・情報センター

●住所:大阪市西成区出城2-5-20

●相談日時:毎週土曜日 午前9時30分～午後4時

(祝日も実施。但し年末年始は休み)

※予約に関する問い合わせは、平日(午前9時30分～午後4時30分)も受付しています。

●相談員:臨床心理士 ●相談料:初期相談無料

※秘密厳守します。

メンタルヘルス相談では、ご本人からだけでなく、周囲にいる同僚や上司の方からのご相談も受け付けています。

大阪市社会福祉研修・情報センターのご案内

開館時間 / 午前9時から午後9時まで(土・日曜日は午前9時から午後5時まで)
 ただし、展示ギャラリー、図書・資料閲覧室は午後5時まで
休館日 / 国民の祝日(土・日曜日と重なる場合は除く)、年末年始(12月29日～翌1月3日)

●それぞれの開設日・時間

項目	直通電話番号	開設日(休館日を除く)	開設時間
会議室など利用の問い合わせ	06-4392-8200	毎日	午前9時～午後9時(土・日午後5時まで) (会議室の申込・お支払いは午前9時30分～午後5時)
研修関係の問い合わせ	06-4392-8201		午前9時～午後5時
図書・資料閲覧室	06-4392-8233	月～土曜日	午前9時30分～午後5時

貸室ご利用の皆様へ

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、貸室ご利用の皆様により計画的に便利にご利用いただくため、空室状況を公開し、FAXによる申込みを受けています。

1 空室状況をホームページに掲載しています。

空室状況は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「空室一覧」に、PDFで5カ月分掲載。
 URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

2 利用申込の受付は5カ月前からです。

利用日の5カ月前から、電話や直接窓口で予約いただいたうえ、所定の用紙で申し込みください。
 受付時間は午前9時30分から午後5時まで

☎06-4392-8200

●FAXによる申し込み手続きの手順

FAXによる申込は、ホームページの「センターご案内」→「貸室利用のご案内」→「FAXでのお申し込み」に、申込手順を掲載しています。

☎06-4392-8206

※ファックスでの申し込み可能な期間は、利用日の5カ月前の午前9時30分から利用日の3日前までです。



■会議室等の使用料

室区分	利用人員のめやす	時間区分	午前	午後	夜間	昼夜間
			9:30~12:30	13:00~17:00	18:00~21:00	9:30~21:00
4階	会議室(1)	99	3,800	5,100	3,800	11,400
	会議室(1) 東	45	1,900	2,600	1,900	5,800
	会議室(1) 西	54	2,900	3,800	2,900	8,600
	調理実習室	50	3,800	5,100	3,800	11,400
	介護実習室	36	5,700	7,600	5,700	17,100
5階	大会議室	144	5,800	7,700	5,800	17,400
	会議室(2)	60	2,900	3,800	2,900	8,600
	講座室(1)	36	1,900	2,600	1,900	5,800
	講座室(2)	36	1,900	2,600	1,900	5,800
	演習室(1室利用)	18	1,000	1,300	1,000	3,000

平成26年4月から消費税率の改正に伴い、4月1日以降に金額が変更となる場合がございますので、ご了承ください。

交通 / ご来所には【市バス】【地下鉄】【JR】をご利用ください

●市バス

「長橋二丁目」バス停すぐ
 7系統(あべの橋～住吉川西)・
 52系統(なんば～あべの橋)

●市営地下鉄・四つ橋線

「花園町」駅(①・②出口)から徒歩約15分
 「大国町」駅(⑤出口)から徒歩約15分

●JR大阪環状線・大和路線

「今宮」駅から徒歩約9分

所在地 / 〒557-0024 大阪市西成区出城2丁目5番20号
設置主体 / 大阪市
運営主体 / (指定管理者)
 社会福祉法人 大阪市社会福祉協議会
電話 / ☎06-4392-8200(代表)
ファックス / ☎06-4392-8206
URL / <http://www.wel-osaka.jp/>

(テーマ)障害者週間
人権啓発キャッチコピー
 助け合う心 それはすべての思いやり

楠本 瑞穂さん(平成24年度「人権啓発ポスターデザイン・キャッチコピー募集」事業 人権啓発キャッチコピーの部 優秀賞)の作品です。